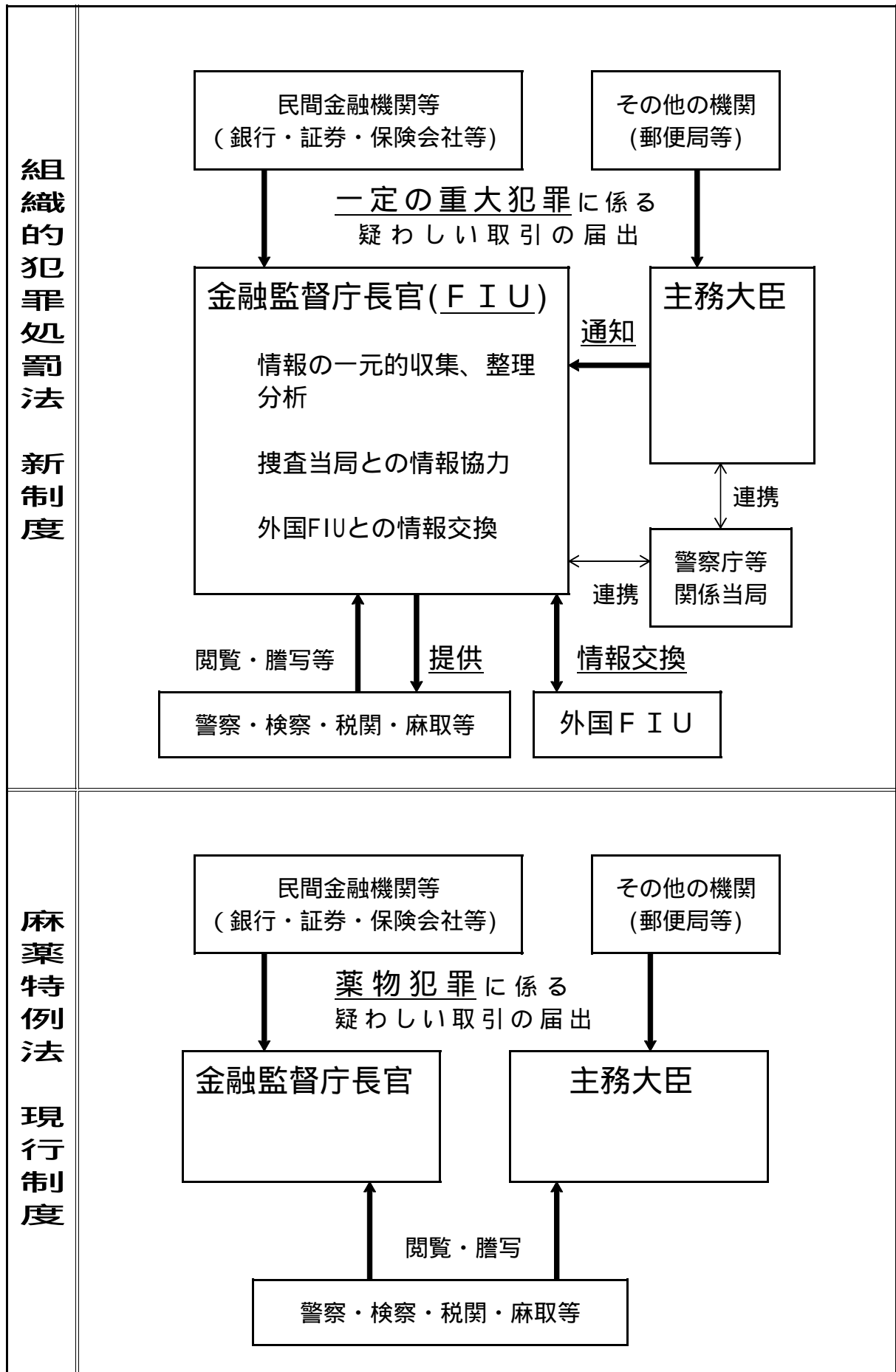


主なマネー・ローンダリング防止対策の沿革

	国際的状況	国内対応
1988年12月	麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（麻薬新条約）の採択 「マネー・ローンダリング行為の犯罪化義務づけ）」	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin-right: 10px;"></div> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: 2em;">対応済</p> </div> </div>
1989年7月	アルシュ・サミット 「金融活動作業部会（FATF）の招集を採択」	
1990年4月	FATF「40の勧告」提言 「麻薬新条約の早期批准、金融機関等に対して顧客の本人確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の報告等を義務づけ」	
6月		顧客の本人確認義務等に係る通達発出（大蔵省銀行局長他）
1992年6月 7月		麻薬新条約の批准書の寄託 麻薬特例法の施行 「薬物犯罪についての「疑わしい取引の届出制度」創設」
1995年4月	エグモント・グループ設立	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin-right: 10px;"></div> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: 2em;">対応必要</p> </div> </div>
6月	ハリファクス・サミット議長声明 「重大犯罪からの収益の洗浄防止の必要性を認識」	
1996年6月	FATF「40の勧告」改訂 「マネー・ローンダリングに係る前提犯罪を重大犯罪に拡大することを義務づけ」	
1997年6月	第5回エグモント・グループ会合 「FIUの定義承認」	
1998年3月		組織的な犯罪の処罰及び犯罪の収益の規制等に関する法律案（組織的犯罪処罰法案）を国会提出
5月	バーミンガム・サミット 「FIUの設置を合意」	
6月		金融監督庁発足（FIU準備室設置）
1999年8月		組織的犯罪処罰法公布 「疑わしい取引の届出の対象となる前提犯罪を薬物犯罪から一定の重大犯罪に拡大、金融監督庁長官にFIU機能を付与」

組織的犯罪処罰法と麻薬特例法における「疑わしい取引の届出制度」比較



本参考事例案は、現在、改訂作業中のものであり、来年1月中に確定する予定である。

平成11年12月
金融監督庁FIU準備室

参考事例案（預金取扱い金融機関）

本参考事例は、個別具体的な取引が、疑わしい取引に該当するか否かを判断するための基準である。この参考事例は、疑わしい取引の類型を網羅的に列挙したものではなく、これに該当しない取引であっても、疑わしい取引に該当すると判断されるものは届出の対象となる。

第1 現金を使用する取引に係る事例

- 1 多額の現金(外貨を含む。以下同じ。)又は小切手により、入出金(有価証券の売買、送金及び両替を含む。以下同じ。)を行う取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該多額の現金又は小切手を保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 2 短期間のうちに頻繁に行われる取引で、現金又は小切手による入出金の総額が多額である場合。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該多額の現金又は小切手を保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 3 多量の小額通貨(外貨を含む。)により入金又は両替を行う取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該多量の小額通貨を保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 4 夜間金庫への多額の現金の預入れ又は急激な利用額の増加に係る取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該多額の現金を保有していること又は当該急激な利用額の増加について合理的な理由があると認められる場合を除く。

第2 口座開設に係る事例

- 5 架空名義口座又は借名口座の開設を企図した疑いのある顧客に係る取引(本人確認が未済等の理由により口座開設に至らなかった場合を含む。)
特に、口座開設時の本人確認等に際し、顧客に次のことが認められる場合。

- イ 本人確認書類の提示を拒む場合(合理的な理由がなく、本人確認書類以外による確認を希望する場合を含む。)
 - ロ 来店者のうち、本人確認書類をコピーで提示し、原本の提示を拒む場合。
 - ハ 虚偽の疑いがある情報又は不明瞭な情報を提供する場合。
 - ニ 合理的な理由がないにもかかわらず、口座の開設手続きを行う者と口座の名義人が異なる場合(本人確認等の過程において、口座の開設手続きを行う者と口座の名義人が異なることが判明した場合を含む。)
- 6 口座開設後、架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座に係る取引。特に、口座開設後、顧客に連絡等を行った場合において、口座開設時の本人確認等に関する情報(住所、電話番号等)に虚偽の疑いがあることが判明した場合。
- 7 口座開設後、口座名義人である法人の実体がないとの疑いが生じた口座に係る取引。特に、口座開設後、顧客である当該法人に連絡等を行った場合において、口座開設時の本人確認等に関する情報(住所、電話番号等)に虚偽の疑いがあることが判明した場合。
- 8 住所と異なる連絡先にキャッシュカード等の送付を希望する顧客又は通知を不要とする顧客に係る取引。但し、法人で業務上の必要性から異なる連絡先への送付を求める場合、個人で勤務先に送付を求める場合等、合理的な理由がある場合を除く。
- 9 本人確認が未済等の理由により、メールオーダーによる口座開設に至らなかった顧客に係る取引。
- 10 多数の口座を開設しようとする顧客に係る取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該多数の口座を開設することについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 11 多数の口座を保有していることが判明した顧客に係る取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該多数の口座を保有することについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 12 当該支店で取引をすることについて明らかな理由がない顧客に係る取引。例えば、顧客が自宅付近の支店でも同種の取引が可能であるにもかかわらず、殊更遠方の支店において取引を行う場合。

第3 口座を利用した取引に係る事例

- 13 口座開設後、短期間で多額又は頻繁な入出金が行われ、その後、解約又は取引が休止した口座に係る取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該口座解約又は入出金の動きについて合理的な理由があると認められる場合を除く。

- 14 多額の入出金が頻繁に行われる口座に係る取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該入出金の動きについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 15 多数の者に頻繁に送金を行う口座に係る取引。特に、送金を行う直前に多額の入金が行われる場合。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該送金について合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 16 多数の者から頻繁に送金を受ける口座に係る取引。特に、送金を受けた直後に当該口座から多額の送金又は出金を行う場合。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該送金又は出金について合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 17 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われる口座に係る取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該入出金の動きについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 18 明らかな目的のない、あるいは経済合理性から見て異常な取引。例えば、預入れ額が多額であるにもかかわらず、合理的な理由もなく、利回りの高い商品を拒む場合。

第4 債券等の売買に係る事例

- 19 大量の債券等を持ち込み、現金受渡しを条件とする売却取引。但し、顧客の資産状況、事業内容、取引経過等から、当該大量の債券等を保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 20 第三者振出しの小切手又は第三者からの送金により債券等の売買の決済が行われた取引。但し、預金小切手、本人の取引先及び本人への融資先からの送金等、第三者と本人との関連が明らかな場合を除く。
- 21 現金又は小切手による多額の債券の買付けにおいて、合理的な理由もなく、保護預り制度を利用せず、本券受渡しを求める顧客に係る取引。

第5 保護預り・貸金庫に係る事例

- 22 保護預り及び信託取引の開始状況等に着目した事例については、「第2 口座開設に係る事例」に準じる。
- 23 貸金庫の利用開始状況等に着目した事例については、「第2 口座開設に係る事例」に準じる。

- 24 頻繁な貸金庫の利用。但し、顧客の職業、事業内容等から、合理的な理由があると認められる場合を除く。

第6 外国との取引に係る事例

- 25 他国への送金にあたり、虚偽の疑いがある情報又は不明瞭な情報を提供する顧客に係る取引。特に、送金先、送金目的、当該支店の利用等に合理的な理由があると認められない情報を提供する顧客に係る取引。
- 26 短期間のうちに頻繁に行われる外国送金で、送金総額が多額にわたる取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該送金について合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 27 明らかな目的のない、あるいは経済合理性のない他国へ多額の送金を行う取引。
- 28 明らかな目的のない、あるいは経済合理性のない他国から多額の送金を受ける取引。
- 29 多額の旅行小切手又は送金小切手(外貨建てを含む。)を頻繁に作成又は使用する取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該作成又は使用について合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 30 資金洗浄対策に消極的な国・地域に拠点を置く顧客が行う取引。但し、当該取引を行うことについて、合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 31 資金洗浄対策に消極的な国・地域に拠点を置く者(法人を含む。)との間で顧客が行う取引。但し、当該取引を行うことについて、合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 32 資金洗浄対策に消極的な国・地域に拠点を置く者(法人を含む。)から紹介された顧客に係る取引。但し、当該取引を行うことについて、合理的な理由があると認められる場合を除く。

第7 融資に係る事例

- 33 延滞していた融資の返済を予定外に行う取引。但し、顧客の職業、事業内容、資産状況等から、当該返済資金を保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 34 融資対象先である顧客以外の第三者が保有する資産を担保とする融資の申込み。但し、担保提供の経緯、資金の用途等から、合理的な理由があると認められる場合を除く。

第8 その他の取引に係る事例

- 35 複数人で同時に来店し、別々の店頭窓口担当者に多額の現金取引や外国為替取引を依頼する一見の顧客に係る取引。
- 36 顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。
- 37 自行職員又はその関係者によって行われる取引であって、当該取引により利益を受ける者が不明な取引。
- 38 自行職員が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第 10 条（犯罪収益等隠匿）又は第 11 条（犯罪収益等收受）の罪を犯している疑いがあると認められる取引。
- 39 偽造通貨、偽造証券、盗難通貨又は盗難証券により入金が行われた取引で、当該取引の相手方が、当該通貨又は証券が偽造され、又は盗まれたものであることを知っている疑いがあると認められる場合。
- 40 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。
- 41 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。

平成 11 年 12 月
金融監督庁 FIU 準備室

参考事例案（保険会社）

本参考事例は、個別具体的な取引が、疑わしい取引に該当するか否かを判断するための基準である。この参考事例は、疑わしい取引の類型を網羅的に列挙したものではなく、これに該当しない取引であっても、疑わしい取引に該当すると判断されるものは届出の対象となる。

第 1 現金を使用する取引に係る事例

- 1 多額の現金(外貨を含む。以下同じ。)又は小切手により、保険料を支払う契約者に係る取引。

但し、契約者の職業、事業内容等から、当該多額の現金又は小切手を保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。

- 2 多額の保険金支払い又は保険料払戻しであるにもかかわらず、現金又は小切手による支払いを求める顧客に係る取引。但し、契約者の職業、事業内容等から、当該現金又は小切手による支払いを求めることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 3 短期間のうちに行われる複数の保険契約に対する保険料支払いで、現金又は小切手による支払い総額が多額である場合。但し、契約者の職業、事業内容等から、当該多額の現金又は小切手を保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 4 多量の小額通貨(外貨を含む。)により保険料が支払われる取引。但し、契約者の職業、事業内容等から、当該多量の小額通貨を使用することについて合理的な理由があると認められる場合を除く。

第2 新規契約締結に係る事例

- 5 架空名義又は借名で保険契約の締結を企図した疑いのある契約者に係る取引(本人確認が未済等の理由により契約締結に至らなかった場合を含む。)
特に、契約締結時の本人確認等に際し、契約者に次のことが認められる場合。
 - イ 本人確認書類の提示を拒む場合(合理的な理由がなく、本人確認書類以外による確認を希望する場合を含む。)
 - ロ 来店者のうち、本人確認書類をコピーで提示し、原本の提示を拒む場合。
 - ハ 虚偽の疑いがある情報又は不明瞭な情報を提供する場合。
 - ニ 合理的な理由がないにもかかわらず、契約手続きを行う者と契約者が異なる場合(本人確認等の過程において、契約手続きを行う者と契約者が異なることが判明した場合を含む。)
- 6 保険契約締結後、架空名義又は借名であるとの疑いが生じた契約者に係る取引。特に、契約締結後、契約者に連絡等を行った場合において、契約締結時の本人確認等に関する情報(住所、電話番号等)に虚偽の疑いがあることが判明した場合。
- 7 保険契約締結後、契約者である法人の実体がないとの疑いが生じた保険契約に係る取引。特に、契約締結後、契約者に連絡等を行った場合において、契約締結時の本人確認等に関する情報(住所、電話番号等)に虚偽の疑いがあることが判明した場合。
- 8 住所と異なる連絡先に保険証券等の証書類の送付を希望する契約者に係る取引。但し、法人で業務上の必要性から異なる連絡先への送付を求める場合、個人で勤務先に送付を求める場合等、合理的な理由がある場合を除く。

- 9 本人確認が未済等の理由により、通信販売による保険契約締結に至らなかった申込者に係る取引。
- 10 多数の保険契約を締結しようとする申込者に係る取引。但し、契約者の職業、事業内容等から、当該多数の保険契約を締結することについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 11 多数の保険契約を締結していることが判明した契約者に係る取引。但し、契約者の職業、事業内容等から、当該多数の保険契約を締結していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 12 多額の保険料支払いを内容とする保険契約を締結しようとする申込者に係る取引。特に、保険料の支払方法が年払い又は一時払いの場合。但し、申込者の職業、事業内容等から、当該保険契約の締結について合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 13 当該支店に保険契約の申込みをする明らかな理由がない顧客に係る取引。例えば、顧客が自宅付近の支店でも同種の契約締結が可能であるにもかかわらず、殊更遠方の支店において申込みを行う場合。
- 14 明らかな目的のない、あるいは経済合理性から見て異常な取引。例えば、契約者が契約時に満期返戻金よりも短期解約について関心を持つ場合や不自然に早期の解約が行われる場合。

第3 契約締結後の事情に着目した事例

- 15 突然、保険料の支払方法を少額の月払いから年払い又は一時払いへ変更した契約者に係る取引。但し、契約者の資産、事業内容の変化等から、当該変更について合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 16 突然、多額の保険料の支払いが必要となる高額保険へ変更した契約者に係る取引。但し、契約者の資産、事業内容の変化等から、当該変更について合理的な理由があると認められる場合を除く。

第4 債券等の売買に係る事例

- 17 大量の債券等を持ち込み、現金受渡しを条件とする売却取引。但し、顧客の資産状況、事業内容、取引経過等から、当該大量の債券等を保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。

- 18 第三者振出しの小切手又は第三者からの送金により債券等の売買の決済が行われた取引。但し、預金小切手、本人の取引先及び本人への融資先からの送金等、第三者と本人との関連が明らかな場合を除く。

第5 外国との取引に係る事例

- 19 資金洗浄対策に消極的な国・地域において、保険金の受取りを希望する保険金受取人又は解約返戻金の受取りを希望する契約者で、虚偽の疑いのある情報又は不明瞭な情報を提供する者に係る取引。
- 20 資金洗浄対策に消極的な国・地域に拠点を置く契約者に係る取引。但し、当該取引を行うことについて、合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 21 資金洗浄対策に消極的な国・地域に拠点を置く者（法人を含む。）から紹介された契約者に係る取引。但し、当該取引を行うことについて、合理的な理由があると認められる場合を除く。

第6 融資に係る事例

- 22 延滞していた融資の返済を予定外に行う取引。但し、顧客の職業、事業内容、資産状況等から、当該返済資金を保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 23 融資の相手方である顧客以外の第三者が保有する資産を担保とする融資の申込み。但し、担保提供の経緯、資金の用途等から、合理的な理由があると認められる場合を除く。

第7 その他の取引に係る事例

- 24 企業や団体を契約者とする場合で、不自然に高額な保険料を払い込む又は早期の解約が行われる、個々の被保険者の申込み確認が困難な保険契約。
- 25 契約者が自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む契約者に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。
- 26 自社職員又はその関係者によって行われる取引であって、当該取引により利益を受ける者が不明な取引。
- 27 自社職員が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条（犯罪収益等隠匿）又は第11条（犯罪収益等收受）の罪を犯している疑いがあると認められる取引。

- 28 偽造通貨、偽造証券、盗難通貨又は盗難証券により入金が行われた取引で、当該取引の相手方が、当該通貨又は証券が偽造され、又は盗まれたものであることを知っている疑いがあると認められる場合。
- 29 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。
- 30 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる契約者に係る取引。

平成 11 年 12 月
金融監督庁 FIU 準備室

参考事例案（証券会社）

本参考事例は、個別具体的な取引が、疑わしい取引に該当するか否かを判断するための基準である。この参考事例は、疑わしい取引の類型を網羅的に列挙したものではなく、これに該当しない取引であっても、疑わしい取引に該当すると判断されるものは届出の対象となる。

第 1 現金を使用する取引に係る事例

- 1 多額の現金(外貨を含む。以下同じ。)又は小切手により、株式、債券、投資信託等への投資を行う取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該多額の現金又は小切手を保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 2 短期間のうちに頻繁に行われる株式、債券、投資信託等への投資で、現金又は小切手による取引総額が多額である場合。但し、顧客の職業、事業内容、これまでの投資傾向等から、当該多額の現金又は小切手を保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 3 多量の小額通貨(外貨を含む。)により、株式、債券、投資信託等への投資を行う取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該多量の小額通貨を保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。

第2 口座開設に係る事例

- 4 架空名義口座又は借名口座の開設を企図した疑いのある顧客に係る取引(本人確認が未済等の理由により口座開設に至らなかった場合を含む。)。
特に、口座開設時の本人確認等の際し、顧客に次のことが認められる場合。
 - イ 本人確認書類の提示を拒む場合(合理的な理由がなく、本人確認書類以外による確認を希望する場合を含む。)。
 - ロ 来店者のうち、本人確認書類をコピーで提示し、原本の提示を拒む場合。
 - ハ 虚偽の疑いがある情報又は不明瞭な情報を提供する場合。
 - ニ 合理的な理由がないにもかかわらず、口座の開設手続きを行う者と口座の名義人が異なる場合(本人確認等の過程において、口座の開設手続きを行う者と口座の名義人が異なることが判明した場合を含む。)。
- 5 口座開設後、架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座に係る取引。特に、口座開設後、顧客に連絡等を行った場合において、口座開設時の本人確認等に関する情報(住所、電話番号等)に虚偽の疑いのあることが判明した場合。
- 6 口座開設後、口座名義人である法人の実体がないとの疑いが生じた口座に係る取引。特に、口座開設後、顧客である当該法人に連絡等を行った場合において、口座開設時の本人確認等に関する情報(住所、電話番号等)に虚偽の疑いのあることが判明した場合。
- 7 住所と異なる連絡先に取引報告書等の証書類の送付を希望する顧客に係る取引。但し、法人で業務上の必要性から異なる連絡先への送付を求める場合、個人で勤務先に送付を求める場合等、合理的な理由がある場合を除く。
- 8 本人確認が未済等の理由により、通信取引又はインターネット取引による口座開設に至らなかった顧客に係る取引。
- 9 多数の口座を開設しようとする顧客に係る取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該多数の口座を保有することについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 10 多数の口座を保有していることが判明した顧客に係る取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該多数の口座を保有することについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 11 当該支店で取引をすることについて明らかな理由がない顧客に係る取引。例えば、自宅付近の支店でも同種の取引が可能であるにもかかわらず、殊更遠方の支店において取引を行う顧客に係る取引。

第3 投資に係る事例

- 12 通常は取引がないにもかかわらず、突如多額の投資が行われる口座に係る取引。但し、顧客の職業、事業内容等から、当該取引の動きについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 13 大量の株券等を持ち込み、現金受渡しを条件とする売却取引。但し、顧客の資産状況、事業内容、取引経過等から、当該大量の株券等を保有していることについて合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 14 本人が保有していることが疑われるほど大量な無記名証券、他人名義株券に係る取引。但し、顧客の資産状況、事業内容や取引経過から、合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 15 短期間のうちに頻繁に株券等を持ち込み、現金受渡しを条件とする売却取引。但し、顧客の資産状況、事業内容や取引経過から、合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 16 第三者振出しの小切手又は第三者からの送金により決済が行われた取引。但し、預金小切手、本人の取引先及び本人への融資先からの送金等、第三者と本人との関連が明らかな場合を除く。
- 17 売却代金の振込銀行口座に第三者名義の銀行口座を指定しようとする顧客に係る取引。

第4 保護預りに係る事例

- 18 保護預り契約締結時の状況等に着目した事例については、「第2 口座開設に係る事例」に準じる。
- 19 多額の株式又は債券の買付けにもかかわらず、合理的な理由もなく、保護預り制度を利用しないで、本券引出しを求める顧客に係る取引。

第5 外国との取引に係る事例

- 20 資金洗浄対策に消極的な国・地域に拠点を置く顧客に係る取引。但し、当該取引を行うことについて、合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 21 売却代金の振込銀行口座に資金洗浄対策に消極的な国・地域に拠点を置く銀行口座を指定しようとする顧客に係る取引。但し、当該振込依頼に合理的な理由があると認められる場合を除く。
- 22 資金洗浄対策に消極的な国・地域に拠点を置く者（法人含む。）から紹介された顧客に係る

取引。但し、当該取引を行うことについて、合理的な理由があると認められる場合を除く。

第6 その他の取引に係る事例

- 23 顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。
- 24 自社職員又はその関係者によって行われる取引であって、当該取引により利益を受ける者が不明な取引。
- 25 自社職員が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条（犯罪収益等隠匿）又は第11条（犯罪収益等收受）の罪を犯している疑いがあると認められる取引。
- 26 偽造通貨、偽造証券、盗難通貨又は盗難証券により入金が行われた取引で、当該取引の相手方が、当該通貨又は証券が偽造され、又は盗まれたものであることを知っている疑いがあると認められる場合。
- 27 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。
- 28 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。